

診療所版 岐阜県 個別接種促進支援事業 受給ガイド（5月～7月分）

(1) はじめに、下記(a)または(b)の条件に該当するかご確認ください。該当する場合は、(a)または(b)を受給してください。該当しない場合は、(2)の条件をご確認ください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(a)	週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行った場合	週100回以上の接種をした週における接種 2,000円/回	5月9日 ～7月31日	県
(b)	週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行った場合	週150回以上の接種をした週における接種 3,000円/回	5月9日 ～7月31日	

(注) 異なる週であれば、(a)と(b)を双方受給することができます。

例：6月の4週間に各100回/週の接種 (a)、7月の4週間に各150回/週の接種 (b)

(2) 1日50回以上の接種を行った日がある場合((a)(b)に該当する日は除く)は、(c)を受給できます。また、時間外・休日に接種を行った日は、医療機関が所在する市町村によって、(e)を受給できる場合があります。申請方法等については市町村にお問い合わせください。

	条件	交付内容	対象期間	申請先
(c)	(a)と(b)の条件を満たさない週に属する日に、1日50回以上の接種を行った場合(時間帯・曜日不問)	1日当たり定額 10万円/日	5月9日 ～7月31日	県
(e)	時間外・休日に接種を行った場合 ・1日50回以上で(c)の交付を受ける場合、時間外・休日の51回目以降の回数が対象 ・1日50回以上で(c)の交付を受けない場合(つまり5月1日～5月8日)、すべての回数が対象 ・1日50回未満の場合、すべての回数が対象	2,000円/回 ※制度の有無は市町村によって異なります。	5月1日 ～7月31日	市町村

(注) (e)の受給の例

・休日に60回の接種を実施

→ (c)により10万円を受給し、さらに51回目以降の10回分について、(e)により2万円(2,000円×10回)を受給。

→ 当該休日が5月1日～5月8日の間である場合は、12万円(2,000円×60回)を受給。